

真鶴町議会基本条例の構成図

(発委第1号の概要)

○議会や議員の目標などを定めた規定

前 文

- ・私たち真鶴町民は、先人から受け継いだ歴史あるこの町を愛し、誇りとします。
- ・いつまでも心ふれあう住みよい町をめざして、真鶴町議会はたゆまぬ努力を惜しみません。

第1章 総則

目 的 (第1条)

町民参加を基本とした透明性のある開かれた議会運営を行い、もって活力ある豊かなまちづくりと町民福祉の向上に寄与することを目的とします。

最高規範性 (第2条)

この条例は、議会運営における最高規範として位置付けられます。

第2章 議会及び議員の活動原則

議会の活動原則 (第3条)

- ①公正性・透明性・信頼性を重んじ、開かれた議会運営をめざします。
- ②情報公開を推進するとともに、町民参加の機会を確保します。
- ③政策形成機能の強化を図ります。
- ④町の政策について、常に町民の立場から監視し、評価します。

議員の活動原則 (第4条)

- ①議員相互の自由な討議を尊重しなければなりません。
- ②町民全体の福祉の向上をめざして活動しなければなりません。
- ③町の課題について、町民の意見、要望等の的確な把握に努めます。
- ④町の課題について、政策の提言・提案を広く行うよう努めます。

目的・理念の実現

○目標を実現するための方策を定めた規定

第3章 町民と議会の関係

町民参加・連携 (第5条)

- ①わかりやすく、積極的な情報発信
- ②議員の賛否結果の公表
- ③会議の原則公開
- ④会議予定の周知
- ⑤傍聴者への審議資料の配布
- ⑥請願や陳情への誠実対応
- ⑦意見交換会の開催

議会報告会 (第6条)

少なくとも毎年1回以上、議会報告会を開催

第5章 自由討議による合意形成 (第13条)

- ①議員相互の討議を充実させます。
- ②政党や会派に過度に捉われず、自由な討議により合意形成を図っていきます。

第6章 議会防災活動 (第14条)

町長が定める防災計画と連携した議会防災危機管理要綱を定めます。

第4章 議会・議員と町長等の関係

※町長等＝町長・その他の執行機関・その職員

町長等との関係に関する基本原則 (第7条)

- ①町長等と緊張関係の構築
- ②対等な立場での議論

緊張関係構築のための方策 (第8条)

- ①反問権の付与
- ②一問一答方式の質疑可能
- ③答弁骨子の事前提出
- ④開会・閉会中の文書質問

政策等の形成過程に関する説明 (第9条)

重要政策について、町長等への説明要求

予算・決算の説明資料の作成 (第10条)

予算・決算審議について、町長等への説明要求

議決権の行使・政策の提言等 (第11条)

自治法第96条第2項の議決事件 (第12条)

法律で定められた事項以外の議決事項の追加

○議会や議員の活動基盤を定めた規定

第7章 議会組織の充実・・・議会組織を充実させることで議会の活性化を図ります。

特別委員会の設置等 (第15条)

議員研修の充実強化 (第16条)

議会広報の充実 (第17条)

議会事務局の体制整備 (第18条)

議会図書室の整備 (第19条)

第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理・・・定数・報酬を適正に、政治倫理の徹底を図ります。

議員定数 (第20条)

議員報酬 (第21条)

議員の政治倫理 (第22条)

第9章 補則

見直し手続 (第23条)